

平成31年第3回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	平成31年3月28日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	6号	東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則	承認
2	7号	東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	承認
3	8号	幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
4	9号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認
5	10号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	承認
6	11号	東京都北区立児童館処務規程の一部改正	承認
7	12号	東京都北区スペースゆう処務規程の廃止	承認
8	13号	東京都北区教育委員会事務局職員(課長級以上)の人事について	承認
9	14号	東京都北区立幼稚園長・こども園長・副園長の人事について	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
10	26号	平成31年度学級編制及び児童生徒数見込について	了承
11	27号	北区立学校における働き方改革推進プランの策定について	了承
12	28号	東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した東京都北区文化財保護審議会委員を選任する件の報告について	了承
13	29号	後援・共催事業に関する報告	了承
追加日程1	30号	十条富士塚現状変更に係る遵守事項の確認について	了承

平成31年第3回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成31年3月28日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成31年第3回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第6号議案「東京都北区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」及び日程第2、第7号議案「東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、日程第1、日程第2、一括してご説明をいたします。

まず、第6号議案でございます。4ページをお願いいたします。

説明欄でございます。平成31年度の組織改正に伴う所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するというものでございます。

5ページから新旧対照表をお示ししてございます。こちらの説明をさせていただきます。

まず、事務局の組織でございますけれども、5ページの上段でございます。傍線が引いてございます、子どもわくわく課を子ども未来部に加えるというものでございます。

下段のほうでございますけれども、男女いきいき推進課でございます。こちらにつきましては、所掌事務が総務部へ移ることによりまして、組織改正に伴う削除でございます。

続いて、両部の分掌事務でございます。まず、教育振興部でございます。下の欄でございますけれども、中央、教育政策課の課務担当主査の部分、区立学校の適正配置に関するところでございます。過日ご説明いたしました学校適正配置担当部長から教育環境調整担当部長への組織改正、これによりまして、担当主査の事務に、上段のとおり通学区域のあり方に関するものを追加してございます。

さらに、これに伴いまして、その左のほうでございますけれども、学校支援課、学事係の2のところでございますけれども、こちらに規定しておりました区立学校の通学区域に関するものの中から通学区域のあり方に関する部分、こちらを削除するというものでございます。

続いて、子ども未来部でございます。子ども未来部、6ページをお願いいたします。現行の子ども未来課、それから放課後子ども総合プラン推進担当と子ども未来応援担当の副参事、それから子育て施策担当課長、こちらが子ども未来課、それから子ども環境応援担当課長、それから子どもわくわく課への組織改正を行い、これに伴いまして分掌事務の見直しを図るというものでございます。

上段のほうでございますけれども、改正後でございます。お示しのとおり、子ども未

来課の次世代育成係でございますけれども、こちらにお示しのとおり子育てに関する調査計画及び企画、子どもの未来応援施策、児童館の統合、あるいはティーンズセンターへの移行、子育て活動に関することなどを含めまして、お示しのとおりの方掌事務となっております。

なお、上段の課務担当主査、子ども・子育て会議に関すること、それから子ども・子育て支援新制度に基づく計画と相互調整、ここまでを子ども未来課が所掌するというものでございます。

次に、6ページ上段左端のほうでございますけれども、課務担当主査でございます。私立幼稚園の関係でございますけれども、1で私立幼稚園に関すること、2で新制度への移行支援に関すること、3で子ども・子育て支援法に基づく施設検査の関係。こちらの3につきましては、現行では7ページの下段のほう、中央でございますけれども、保育課が所掌しているものをこちらで所掌するというものでございますが、加えまして、7ページの上段の右端にも課務担当主査がございます。児童福祉施設の建設計画ほか1から5まででございますけれども、こちら子ども未来課の所掌事務と規定はいたしますが、こちらは担当課、子ども環境応援担当課長が所掌するというものでございます。

それから、7ページの上段、子どもわくわく課、これまで子ども未来課で所掌しておりました児童館、それから放課後子ども総合プランの推進に関することを所掌いたします。

下段、保育課につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

それから、7ページの下段、改正前のほうでございますけれども、男女いきいき推進課、こちらにつきましては所掌事務、総務部への移行に伴う削除でございます。

8ページをお願いいたします。施設の関係でございます。

8ページの下段にお示しのとおりでございますけれども、滝野川北児童館廃止によりまして削除、それから北区スペースゆうでございますけれども、区長部局への組織改正に伴いまして、削除を行うものでございます。

4ページでございます。付則でございます。この規則は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、第7号議案、東京都北区教育委員会公印規則の一部を改正する規則でございます。

2ページをお願いいたします。

説明欄でございます。平成31年度の組織改正に伴う所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するというものでございまして、3ページに新旧対照表を設けてございます。

スペースゆう、来年度から区長部局が所掌する組織改正、これに伴いまして、教育委員会で定めていた公印の規定を削除するというものでございます。

2ページをお願いいたします。不足でございます。この規則は平成31年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はござ

いますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、2件の議案に対して特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第6号は議案及び第7号議案は原案どおり承認することに決定いたします。

次に日程第3、第8号議案「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、第8号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、第8号議案の参考資料をごらんください。

初めに、1の改正理由でございます。扶養手当制度の趣旨を踏まえまして、国・東京都を始めとする他団体との制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件につきまして、見直しを行うものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、扶養親族の認定に係る収入限度額を現行の140万円未満から130万円未満に改正をいたします。

次に、3の実施時期でございます。平成31年4月1日の実施といたします。

最後に、4の経過措置でございますが、平成31年3月31日、今年度末におきまして、年間収入額が130万円以上、140万円未満で認定されている扶養親族たる満60歳以上の父母及び祖父母が4月1日以降も、引き続き、年間収入額が130万円以上140万円未満と見込まれる場合、経過措置としまして、平成31年度に限り、扶養親族として認定をいたします。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。  
次に、日程第4、第9号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、続きまして、第9号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

こちら第9号議案の参考資料、こちらをご覧ください。

初めに、1の概要でございます。1点目は北区議会第1回定例会に上程されました、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が3月22日に議決され、同日交付されました。先日の同条例に関する意見聴取の際にもご説明いたしましたとおり、改正内容は超過勤務における時間の上限等について、教育委員会規則に委任する旨の規定を新たに設けるというものでございまして、これを受け、具体的な上限時間の設定等に係る規定を設けるというものでございます。

2点目は、ワーク・ライフ・バランスを一層推進する観点から子の看護のための休暇について対象者を拡大させていただくというものでございます。

次に、2の改正内容でございますが、(1)の超過勤務の上限時間につきましては、原則1カ月45時間、1年360時間とします。また、イとして、他律的な業務と規定しておりますが、業務量、業務の実施時期、その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務の比重が高い部署に勤務する職員については、1カ月100時間未満とするなど、上限時間を高く設定しております。

ただし、現時点で幼稚園につきましては、この他律的な業務の比重が高い部署として指定する予定はございません。さらに、大規模災害への対処、その他の重要な業務であって、特に緊急に処理することを要するものと教育委員会が認める特例業務に従事する職員に対し、上限を超えて超過勤務を命ずる必要がある場合は、上限規定は適用いたしません。ただし、特例業務の範囲は職員が従事する業務の状況を考慮して、必要最小限にしなければならないという規定も設けております。

なお、幼稚園教育職員への超過勤務命令は幼稚園行事に関する業務、教職員会議に関する業務及び非常災害等やむを得ない場合に必要な業務に従事する場合でございます。臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限られておりますことを補足させ

ていただきます。

続いて、(2)の子の看護のための休暇の対象者についてでございます。子の看護のための休暇とは、子を養育する職員がその子の看護のため勤務しないことが相当と認められる場合に取得できる休暇で、その対象を9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に対象を拡大いたします。

最後に、3の施行期日は平成31年4月1日といたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。  
次に、日程第5、第10号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、第10号議案でございます。恐れ入ります、1ページをお願いいたします。

説明欄でございます。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正等に伴う所要の規定整備を行うため、この規則案を提出するというものでございます。

2ページに新旧対照表を掲げてございます。先ほどの9号議案でご説明いたしました関連で、規定の整備を行うというところで、傍線でございます、第1項というものを加えてございます。

あわせて、下段のほうでございます。学校設備使用承認委任事項でございます。学童保育、それから学校開放のための設備使用、これの承認事務でございます。教育長に委任するとなっておりますが、現状教育長に委任しておるものはないということでございまして、あわせて、この部分を削除するというものでございます。

1ページにお戻りをいただきまして、付則でございます。この規則は平成31年4月1日から施行するというものでございます。  
よろしくご審議のほどお願いをいたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。  
次に、日程第6、第11号議案「東京都北区立児童館処務規程の一部改正」及び日程第7、第12号議案「東京都北区スペースゆう処務規程の廃止」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いします。

子ども未来課長 教育長

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 私のほうから第11号議案と第12号議案につきまして、一括してご説明をさせていただきます。いずれの議案につきましても、この31年度の組織改正に伴うものでございます。

まず、11号議案につきまして、1枚おめくりいただければと思います。

初めに、説明欄でございます。平成31年度の子ども未来部の組織改正に伴いまして、所要の規定整備を行うため、この訓令案を提出するものでございます。

冒頭の部分のところで書いてありますように、次のように改正するというので、第7条第1項中の子ども未来課長につきまして、子どもわくわく課長に改めるものでございます。裏面のほうにその新旧対照表を載せておりますので、後ほどご高覧をいただければと思います。

また、付則としまして、この訓令につきましては、平成31年4月1日からの施行とさせていただきます。

続きまして、第12号議案につきまして、引き続きご説明します。

おめくりをいただきまして、まず説明欄のほうをお願いします。こちらにつきましても、31年度の組織改正に伴いまして、東京都北区スペースゆうが区長部局、こちらのほうへ移管されることになりましたので、この訓令案を提出するものでございます。規

定につきましては、東京都北区スペースゆうの庶務規定、こちらを廃止させていただくものでございます。

付則は同じくこの訓令につきましては、平成31年4月1日からの施行とさせていただきます。

説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第11号議案及び第12号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に、日程第8、第13号議案「東京都北区教育委員会事務局職員（課長級以上）の人事について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、第13号議案でございます。2ページをお願いいたします。

説明欄でございます。教育委員会事務局職員（課長級以上）の発令を行うため、本案を提出するというものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りをお願いいたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条の規定により、先のとおり発令されるよう推薦するというものでございます。

1ページにお示しのとおり、部長級5名、それから課長級でございます。1ページから2ページにわたりまして、旧の職につきましてお示しをさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、日程第9、第14号議案「東京都北区立幼稚園長・こども園長・副園長の人事について」を議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、第14号議案、東京都北区立幼稚園長・こども園長・副園長の人事について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案を1枚おめくりいただきまして、説明欄をご覧ください。東京都北区立幼稚園長・こども園長・副園長の発令を行うため、本案を提出するものでございます。

具体的な配置につきましては、一覧表をご覧ください。

初めに、園長の人事でございます。さくらだこども園の服部園長を再任させ、じゅうじょうなかはら幼稚園長に、たきさん幼稚園の篠澤副園長を昇任させ、ふくろ幼稚園長に、じゅうじょうなかはら幼稚園の西澤園長をさくらだこども園長に配置いたします。

次に、副園長の人事でございます。さくらだこども園の本橋主任教諭を昇任させ、たきさん幼稚園副園長に配置いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第10、報告第26号「平成31年度学級編制及び

	児童生徒数見込について」事務局から説明をお願いします。
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、平成31年度学級編成及び児童生徒数の見込みについて、ご報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、1枚表紙をおめくりください。まず1番、指定校変更の状況でございます。指定校変更率の推移をお示しさせていただきました。ご覧いただいたとおり、小学校につきましては、平成27年度が11.2%、最新の31年度の状況では7.6%でございます。</p> <p>中学校につきましては、平成27年度が14.6%から31年度では9.9%というように推移をしております。</p> <p>2番、35人以下学級の動向についてでございます。</p> <p>小学校第1学年は、平成23年4月に改正されました「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によりまして、35人以下学級を編制しているところでございます。また、小学校第2学年につきましては、平成24年度から国による教員加配の予算措置によりまして、また、中学校第1学年について平成25年度から、都による教員加配のための予算措置によりまして、それぞれ35人以下学級を編制できることとなっております。平成31年度文部科学省予算案では、35人以下学級の拡大は見込んでいないことから、小学校第1学年・第2学年、中学校第1学年を35人以下学級、他の学年は40人以下学級として編制するものでございます。</p> <p>3でございます。平成31年度の児童生徒数の見込みにつきましては、恐れ入りますが、後ほど裏面のほうをご高覧いただければと存じます。</p> <p>ご報告は以上です。</p>
清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。
本間委員	教育長
清正教育長	本間委員
本間委員	<p>ご説明ありがとうございました。人数について、動かしがたいことは十分承知しております。ただ、これもご案内のとおり区内学級によっては、児童数、あるいは生徒数が適正な人数からやや多いというところまで幅広くあるところですので、引き続き学級経営支援員ですとか、学力パワーアップ等の配置がより充実することを切に願っております。どうぞよろしく願いいたします。</p>

清正教育長	<p>ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に日程第11、報告第27号「北区立学校における働き方改革推進プランの策定について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長
教育指導課長	<p>それでは、報告第27号、北区立学校における働き方改革推進プランの策定につきまして、ご報告いたします。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、教育委員会資料をご覧ください。</p> <p>1の要旨、3の北区立学校教員勤務実態調査結果、4の北区立学校における働き方改革検討委員会の委員構成につきましては、2月の教育委員会臨時会にてご説明済みでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>2の北区推進プランの内容でございますが、2月の教育委員会臨時会にて説明させていただきました内容に、北区議会各会派からの意見聴取を経まして策定いたしました。</p> <p>大筋は変わっておりませんが、区議会からの意見に基づいて修正を加えた箇所が2カ所ございます。</p> <p>1カ所目でございますが、別添の北区推進プランの8ページをお開きください。「教員の長時間勤務が及ぼす教育への影響から、働き方改革の意義を明らかに」との意見がございまして、8ページの下段の(3)勤務実態調査と負担軽減や対応策のア、教員の長時間勤務の状況の一つ目の白丸にお示しのように、中央教育審議会答申にあるとおり、「授業準備等の時間の確保が懸念される影響があると考えられます」と加筆をいたしました。</p> <p>続いて、2カ所目でございます。こちらは恐れ入りますが18ページをお開きください。「若手教員への支援策を」との意見がございまして、下から三つ目の研修等の精選及び内容の充実につきまして、若手教員の長時間勤務の解消に向けた研修の充実を図る。具体的には、「効果的・効率的な研修の仕方について検討」という部分を新たに記載いたしました。</p> <p>先ほどの教育委員会資料に戻りください。最後に、5の今後の予定でございます。平成31年4月にこちらの推進プランの配布及びホームページでの周知を行います。</p> <p>ご報告は以上でございます。</p>
清正教育長	説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございます

でしょうか。

本間委員

教育長

清正教育長

本間委員

本間委員

推進プランのまとめ、ありがとうございました。言うまでもないことですが、この推進プランが実行性を伴うもの、並びに今後もよりよい働き方改革に向けて区内での議論も活発に行われることを願っておりますし、私どもも一緒に考えてまいりたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

清正教育長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。  
次に日程第12、報告第28号「東京都北区教育委員会事務局専決規則第2条第2項の規定に基づき処理した東京都北区文化財保護審議会委員を選任する件の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

飛鳥山博物館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、私から報告第28号につきまして、ご説明させていただきます。  
表紙を1枚おめくりください。説明欄でございます。北区の文化財保護審議会の委員の任期ですが、2年でございます。現在の任期が平成31年1月で満了していることから、平成31年3月2日以降の委員を選任し、委嘱するものでございます。  
記書き2の選任理由でございますが、北区文化財保護審議会条例第23条では、教育委員会に文化財の適切な保護及び活用を図るために文化財保護審議会を置くこととされ、26条では審議会の委員は10名以内としております。また、27条では任期は2年で再任を妨げないという規定になってございます。  
以上に基づきまして、3の委員でございます。  
初めの石川日出志委員、現在、審議会の副会長をやっていただいております。  
次の加藤貴委員、現在、会長を担っていただいております。  
佐野委員以下、ほか全部で7名を今回委嘱することといたしまして、全員再任となります。  
私からの説明は以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、この件についての報告は終了させていただきます。  
次に日程第13、報告第29号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 教育長

清正教育長 教育政策課長

教育政策課長 それでは、報告第29号、後援・共催事業に関する報告でございます。1枚おめくりをお願いいたします。

まず、名義使用承認でございますけれども、今回5件ございます。事業名、主催者名のみ読み上げをさせていただきます。

1件目でございます。「JOCスポーツアカデミー事業／JOCエリートアカデミー」、公益財団法人日本オリンピック委員会会長でございます。

2件目、「ことぶき吟剣詩舞道大会」、北区吟剣詩舞道連盟理事長でございます。

おめくりをいただきまして、3件目でございます。「第33回現代日墨展」、現代日墨画協会会長でございます。

4件目でございます。「星美学園短期大学日伊総合研究所イタリア文化セミナー2019基調講演」、星美学園短期大学日伊総合研究所所長でございます。

5件目でございます。「第20回新大正琴チャリティコンサート」、新大正琴愛好会代表者でございます。

以上、5件でございます

事業実績報告につきましては、3ページから3件お示しをさせていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。  
ここで、十条富士塚現状変更に係る遵守事項に確認についてを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加します。

それでは、追加日程第1、報告第30号「十条富士塚現状変更に係る遵守事項の確認について」事務局から説明をお願いします。

飛鳥山博物館長

教育長

清正教育長

飛鳥山博物館長

飛鳥山博物館長

それでは、報告第30号について、ご説明を申し上げます。

表紙をおめくりいただきまして、教育委員会資料をご覧ください。

1の経過概要でございます。

「十条富士塚」の現状変更協議につきましては、平成29年1月16日付にて十条富士講元より協議の申し出があり、平成30年4月25日付にて東京都北区教育委員会が4項目の遵守事項を付記して許可したものでございます。遵守事項につきましては、参考資料の下に置かせていただいておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

この遵守事項の一部について、先週3月22日開催の北区文化財保護審議会で確認を行いましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

2の確認事項及び内容でございます。

確認を行いました遵守事項は、一つが「史跡等の文化財保存の経験を有する団体等に技術指導を求め、保存工法を検討と可能な限り富士塚及び古墳部分を保存すること。また、工法については北区教育委員会の承諾後、工事着手すること。

二つ目といたしまして、工事実施に当たりましては、富士塚正面部分の形状をできる限り継承し、石碑等の設置場所をはじめ、文化財に配慮した実施設計を行うこと」の二つの項目に関する部分でございます。

このことを踏まえて、経験を有する団体として、国指定史跡の活用計画をはじめ、史跡の保存活用に数多くの実績を有する会社より以下のような技術指導をあおぎました。

別添の参考資料のほうをごらんいただきたいと存じます。

こちらは1ページ目が平面図となります。薄く墨色で書かれているのが現状の富士塚、都道補助83号線の拡幅によりまして、カラーで描かれているような配置となります。

1枚おめくりいただきたいと存じます。左2ページが事業者から出ました当初の案でございます。そして、今回3ページが文化財保存の経験を有する団体の技術指導を求めた結果のイメージ図となります。

大きな変更点といたしましては、まず一つが、現状変更後の古墳部分を可能な限り残し、富士塚の形状を継承するため、当初の案では正面の階段直下のコンクリートのボックス、こういったコンクリート壁を設置する案でございましたが、これは設置しない

で、古墳部分を可能な限り残す。そのために、正面階段を土盛りの上に設置することとしております。

また、塚周囲の擁壁でございますが、これも鋼管杭、杭を打設する方法にしまして、保存部分をなるべく確保するようにしております。

2点目でございますが、富士塚正面部分の形状をできる限り残すために、頂上部分の形状を変更して、下り階段、頂上の右側に見えますが、下り階段を目立たないように頂上の背面、後ろのほうから降ろしていくという形にしております。

また、三つ目としましては、新規に増築されます頂上の側壁や擁壁、また階段手すりにつきましては、当初案では擬岩、いわゆる通常のコンクリに岩のようなものを張りつけたものでございましたが、目立ち過ぎず、かつ、明確に富士塚と区別できるようにコンクリート打ちっぱなしとする。また、手すりにつきましても細身のアルミ等の金属製のものを使用すべきであると団体から提案されまして、いずれも文化財保護審議会にて確認、また了承されました。

なお、審議会よりは、その他の遵守事項と関連いたしますが、今後の富士塚の調査の細目や具体的な工法等を報告すること、また必要に応じて現地を確認すること等の要望が出されております。

今後の予定でございますが、4月22日に十条富士塚の例大祭が開催され、今回の設計案について、講として最終決定をし、その後東京都と契約すると伺っております。なお、今年の富士でございますが、今までどおり現状の富士塚、こちらを使用して開催し、それが終了後、文化財保護法上の埋蔵文化財調査が東京都の埋蔵文化財センターにより実施されます。あわせまして、北区教育委員会でも埋蔵文化財センターと連携を図りながら、適宜調査を実施して記録の保存等を行ってまいります。

これらの調査はおおよそ31年度末までかかることが予想されているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これもちまして、平成31年第3回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。